

# 食品安全委員会第988回会合議事録

1. 日時 令和7年6月24日（火） 14:00～14:50

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 8品目

(消費者庁からの説明)

エスプロカルブ

エタボキサム

シアン化水素

スピネトラム

トリフロキシストロビン

ニトラピリン

ピカルブトラゾクス

ポリオキシシンド亜鉛塩

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「ILE-No. 2株を利用して生産されたL-イソロイシン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「AH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第29回：令和6年9月30日時点）

(4) その他

## 4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 林残留農薬等基準審査室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、古田評価第二課長、  
楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、寺谷評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について<エスプロカルブ>
- 資料1-2 食品健康影響評価について<エタボキサム>
- 資料1-3 食品健康影響評価について<シアン化水素>
- 資料1-4 食品健康影響評価について<スピネトラム>
- 資料1-5 食品健康影響評価について<トリフロキシストロビン>
- 資料1-6 食品健康影響評価について<ニトラピリン>
- 資料1-7 食品健康影響評価について<ピカルブトラゾクス>
- 資料1-8 食品健康影響評価について<ポリオキシシンド亜鉛塩>
- 資料1-9 「エスプロカルブ」「エタボキサム」「シアン化水素」「スピネトラム」「トリフロキシストロビン」「ニトラピリン」「ピカルブトラゾクス」及び「ポリオキシシンド亜鉛塩」の食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項に基づく食品健康影響評価について
- 資料2-1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<ILE-No.2株を利用して生産されたL-イソロイシン>
- 資料2-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<AH-No.1株を利用して生産されたL-カルノシン>
- 資料2-3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統(食品)>
- 資料2-4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統(飼料)>
- 資料2-5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ>
- 資料3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第29回:令和6年9月30日時点)

## 6. 議事内容

- 山本委員長 ただ今から第988回「食品安全委員会」会合を開催いたします。  
本日は7名の委員が出席です。  
また、消費者庁の林残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第988回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は15点でございます。

資料1-1から1-8までが農薬8品目「エスプロカルブ」「エタボキサム」「シアン化水素」「スピネトラム」「トリフロキシストロビン」「ニトラピリン」「ピカルブトラゾクス」「ポリオキシシンド亜鉛塩」に係る消費者庁からの諮問書（「食品健康影響評価について」）、資料1-9がこれらに係る消費者庁からの説明資料です。「『エスプロカルブ』『エタボキサム』『シアン化水素』『スピネトラム』『トリフロキシストロビン』『ニトラピリン』『ピカルブトラゾクス』及び『ポリオキシシンド亜鉛塩』の食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項に基づく食品健康影響評価について」。資料2-1が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<ILE-No. 2株を利用して生産されたL-イソロイシン>」、資料2-2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<AH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシン>」、資料2-3が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（食品）>」、資料2-4が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（飼料）>」、資料2-5が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ>」、資料3が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第29回：令和6年9月30日時点）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-8にありますとおり、内閣総理大臣から6月16日付で農薬8品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の林残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の林と申します。

それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

資料1-9を御覧ください。ページをめくっていただきまして、別添1と書かれたページを御覧ください。

まず1剤目は「エスプロカルブ」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理し、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会での審議を行っております。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、水稻、大麦などに農薬登録がなされております。

国際機関、海外の状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドにおいて基準値は設定されておりません。

食品安全委員会では、これまで4回評価をいただいており、ADIは0.01 mg/kg 体重/日、ARfDは0.05 mg/kg 体重と設定されております。

次のページに参りまして、暴露評価でございますが、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。

続きまして、次のページに参りまして、2剤目の農薬「エタボキサム」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、農薬としてばれいしょ、ぶどうなどに農薬登録されており、今回、ミニトマトへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国でうり科野菜、てんさい、カナダで小麦、大麦などに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで2回評価いただいております、ADIは0.05 mg/kg 体重/日、ARfDは0.75 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行っておりまして、次のページで御覧いただけますとおり、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。

続きまして、3剤目でございます。次のページに参りまして、農薬「シアン化水素」でございます。

本件は、ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しのため、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、「青酸」として果実、野菜などに農薬登録がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRで毒性評価はなされておりますが、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国でかんきつ類、欧州で大麦、とうもろこしなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は今回が初回となります。

次のページに参りまして、続きまして、4剤目は農薬「スピネトラム」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。用途は殺虫剤でございます。

日本においては、農薬として、稲、りんごなどに農薬登録がされており、今回、モロヘイヤ、なんてんの葉への適用拡大申請がなされています。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされており、国際基準はぶどう、トマトなどに設定されております。諸外国においては、米国でバナナ、マンゴー、欧州でぶどう、トマトなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで7回評価をいただいております、ADIは0.024 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされています。

また、暴露評価を行いまして、ADIを超えないことを確認しております。

次のページに参りまして、続きまして、5剤目は農薬「トリフロキシストロビン」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請及びインポートトレランス申請による残留基準設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

次のページへ参りまして、日本におきましては、農薬としてりんご、ももなどに農薬登録されており、今回、おうとうへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は小麦、キャベツなどに設定されております。諸外国においては、米国でアスパラガス、大麦、欧州でライ麦、ぶどうなどに基準値が設定されております。今回、たまねぎ、小豆類などへのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会では、これまで4回評価をいただいております、ADIは0.05 mg/kg 体重/日、ARFDは設定の必要なしとされております。

また、暴露評価を行い、ADIを超えないことを確認しております。

次のページに参りまして、続きまして、6剤目は農薬「ニトラピリン」でございます。

本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては農薬登録がなされておられません。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRで毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国においては、米国でとうもろこし、小麦などに基準値が設定されております。今回、ばれいしょへのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております、ADIは0.03 mg/kg 体重/日と設定されております。

次のページに参りまして、続きましては、7剤目、農薬「ピカルブトラゾクス」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、農薬としてトマト、だいこんなどに農薬登録がされており、今回、セルリー、かんきつなどへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外の状況ですが、JMPRで毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国においては、米国でうり科野菜、あぶらな科野菜、カナダで乳、乾燥大豆などに基準値が設定されております。

食品安全委員会ではこれまで3回評価をいただいております、ADIは0.023 mg/kg 体重/日、ARFDは設定の必要なしとされております。

次のページに参りまして、暴露評価でございますが、ADIを超えないことを確認しております。

次のページに参りまして、続きまして、8剤目でございます。農薬「ポリオキシシンド亜鉛塩」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請及び適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤、抗生物質でございます。

日本においては、農薬としてりんご、きゅうりなどに農薬登録されており、今回、てんさいへの新規登録申請及びブロッコリー、トマトなどに適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国、カナダ、豪州及びニュージーランドにおいて基準値設定の必要はなく、欧州において基準値は設定されておられません。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは7.2 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされています。

次のページに参りまして、暴露評価でございますが、ADIを超えないことを確認しております。

最後になりますが、今回、改めて評価をお願いするものにつきまして、別添2といたしまして、前回の評価時点からの追加データの状況を列記しております。このうちエスプロカルブ、エタボキサム、スピネトラム、トリフロキシストロビン、ピカルブトラゾクス、ポリオキシシンド亜鉛塩については、暴露評価結果として食品衛生基準審議会の部会の審議資料も提出しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、まず、消費者庁から説明がありました農薬「エスプロカルブ」につきましては、令和6年6月11日付で内閣総理大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回、暴露評価結果のみが報告されていることから、食品安全基本法第11条第1項第2号「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を内閣総理大臣に通知するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、農薬「エタボキサム」、「スピネトラム」、「トリフロキシストロビン」、「ニトラピリン」、「ピカルブトラゾクス」及び「ポリオキシシンド亜鉛塩」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。これらの品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「ニトラピリン」については、植物代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるものと認められます。農薬「エタボキサム」、「スピネトラム」、「トリフロキシストロビン」、「ピカルブトラゾクス」及び「ポリオキシシンド亜鉛塩」については、追加試験として作物残留試験の結果だけが提出されており、かつ本委員会の審議に先だって実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会におきまして暴露評価を行った結果につきましても、併せて御報告を受けております。

評価要請に当たり、委員会が既に決定している許容一日摂取量及び急性参照用量に影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験だけが提出され、かつ暴露評価の結果も併せて報告されています。

また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。

このため、同委員会決定の1の(2)②の規定に基づき、本件は評価書を改訂することなく評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「エタボキサム」、「スピネトラム」、「トリフロキシストロビン」、「ピカルブトラゾクス」及び「ポリオキシシンド亜鉛塩」につきましても、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によりますと、農薬「ニトラピリン」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議する。農薬「エタボキサム」、「スピネトラム」、「トリフロキシストロビン」、「ピカルブトラゾクス」及び「ポリオキシシンド亜鉛塩」については、評価書の改訂を行わず、

既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「エタボキサム」の許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.75 mg/kg 体重と設定する。

「スピネトラム」のADIを0.024 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。

「トリフロキシストロビン」のADIを0.05 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要はないと判断した。

「ピカルブトラゾクス」のADIを0.023 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要はないと判断した。

「ポリオキシシンド亜鉛塩」のADIを7.2 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要はないと判断したという内容をリスク管理機関へ通知するというところでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「ニトラピリン」については農薬第二専門調査会において、「シアン化水素」については農薬第五専門調査会において審議することといたします。

林室長、どうもありがとうございました。

○林残留農薬等基準審査室長 ありがとうございました。

## （２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、遺伝子組換え食品等「ILE-No.2株を利用して生産されたL-イソロイシン」についてです。本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料2-1に基づき、説明いたします。

右下のページで3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本年3月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、5月13日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、5月14日から6月12日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

5 ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12 株由来の突然変異株であるTP株を宿主として、L-イソロイシンの生合成に関与する遺伝子等の導入等を行って作製されたILE-No. 2株を利用して生産されたL-イソロイシンであり、用途のところにございますけれども、栄養補給を目的とするスポーツ栄養食品、飲料及び調味料等として使用されるものでございます。

6 ページの食品健康影響評価の3. ですが、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）に基づき、安全性が確認されたと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」による評価は必要ないと判断しております。

意見・情報の募集結果については、7 ページに参考として添付しております。期間中に1 件の御意見がございました。

御意見の内容ですけれども、現状ではいかなる遺伝子組換え技術でも長期的な安全性が確認されていない以上は認められませんという御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答ですけれども、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）に基づき、製造工程において、生産菌及び製造工程で産出される副生物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されており、食品添加物公定書規格の含量規格を満たしていることを確認した。従来のL-イソロイシンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられることから、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」による評価は必要なく、安全性が確認されたと判断したとしております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「ILE-No. 2株を利用して生産されたL-イソロイシン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」に基づき安全性が確認されたと判断した。

したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」による評価は必要ないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等「AH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の процедураが終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料2-2に基づき説明いたします。

右下のページ、3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本年3月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、5月13日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、5月14日から6月12日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

5ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12株由来の突然変異株であるJM109株を宿主として、L-カルノシンの生合成に関与する遺伝子等の導入を行って作製されたAH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシンであり、用途のところがございますけれども、栄養補助目的として使用されるものでございます。

7ページの食品健康影響評価結果ですけれども、本食品については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断したとしております。ただし、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要であるとしております。

意見・情報の募集結果については、8ページに参考として添付しております。期間中1件の御意見がございました。

御意見の内容ですが、いかなる遺伝子組換え技術も行うべきではないとの御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答ですが、本食品については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）を準用し、製造工程において、生産菌及び製造工程で産出される副生物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されていること等を確認した。従来のL-カルノシンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられることから、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価は必要なく、安全性が確認されたと判断したとしております。

本件については、専門調査会の結論は変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「AH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。ただし、本評価は「AH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシン」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものであり、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について指導を徹底することが必要であるということでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（食品）」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 お手元の資料2-3を御覧ください。右下のページで5ページを御覧ください。審議の経緯でございます。2023年10月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年5月13日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、5月14日から6月12日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

7ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本系統はトウモロコシのデント種LH244系統を既存品種として、ウエスタンコーンルートワーム由来の*Snf7*遺伝子の一部を逆方向反復の形で導入するとともに、*Brevibacillus laterosporus*由来の*mpp75Aa1.1*遺伝子及び*Bacillus thuringiensis*由来の*vpb4Da2*遺伝子を導入することにより作成されたコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統でございます。二本鎖RNA (DvSnf7 dsRNA)、Mpp75Aa1.1タンパク質及びVpb4Da2タンパク質を発現することで、コウチュウ目害虫抵抗性が付与されます。

27ページに飛んでいただきまして、食品健康影響評価結果でございますが、「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、32ページに参考として添付しております。期間中に1件の御意見がございました。

御意見の内容ですが、確認された訳でもなく判断されている時点で認める訳にはいきませんという御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答ですけれども、本系統については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、比較対象となる既存品種の安全性を確認し、その上で、申請者から提出された実験データ等を踏まえ、遺伝子組換え体と既存品種との相違に関する事項に加え、挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項、既存品種の代謝経路への影響に関する事項、遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項等を確認した。本系統は既存品種である非組換えトウモロコシと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（食品）」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（飼料）」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（飼料）」に関する審議結果を報告いたします。

資料2-4の右下のページ数、4ページの要約を御覧ください。私からは概要を説明させていただきます。

本系統は、先ほどの食品で説明いたしましたトウモロコシMON95275と同じものであり、飼料としての評価になります。「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行するとは考えられませんでした。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性も考えられませんでした。したがって、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 右下のページで3ページを御覧ください。審議の経緯です。本品目につきましては、2023年10月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日、御報告するものでございます。

5ページ、評価対象飼料の概要でございます。食品の方で説明いたしましたトウモロコシMON95275系統と同じものであり、従来のトウモロコシと同様、飼料として利用されるものでございます。

同じページの中ほどから食品健康影響評価でございます。1. ですが、遺伝子組換え作

物を飼料として用いた動物の飼養試験において、導入遺伝子または産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告がなされていないとしております。

また、2. でございますが、本系統は、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品としての食品健康影響評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところでございます。

これらを踏まえまして、先ほど頭金委員から御説明のあったとおりでございますけれども、トウモロコシMON95275について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

本件につきましては、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に御意見・情報の募集を行わずに、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統（飼料）」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 お手元の資料2-5に基づき説明いたします。右下のページ、5ページ

ージを御覧ください。審議の経緯でございます。2024年12月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、本年5月13日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、5月14日から6月12日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

7ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主として、*Trichoderma reesei* QM6a株由来のセルラーゼ遺伝子を導入することにより作製されたJPAN011株を利用して生産されたセルラーゼでございます。本添加物は、グルコースが直鎖状に重合したセルロースの $\beta$ -1,4-グルカンのグリコシド結合を加水分解する酵素であり、野菜、果物等の植物素材の搾汁におけるエキス、ジュース等の収量向上の目的で使用されるものでございます。

18ページの食品健康影響評価結果でございますが、本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められず、「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、21ページに参考として添付しております。期間中1件の御意見がございました。

御意見の内容ですが、認められないという御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答ですが、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、申請者から提出された実験データ等を踏まえ、導入遺伝子の安全性、導入遺伝子の導入方法、導入遺伝子及びその近傍配列から新たな有害物質が生成される可能性、遺伝子産物のアレルギー誘発性等を確認した。本添加物は従来のセルラーゼと比較して、新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

本件については、専門調査会への結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の安

全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。以上のことから、「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第29回:令和6年9月30日時点)

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」です。

それでは、事務局から説明してください。

○楠川情報・勧告広報課長 では、議題(3)の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について御報告いたします。

資料3の1ページ目から御覧いただければと思います。この調査は、食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づきまして、食品安全委員会が行った食品健康影響評価が関係行政機関によるリスク管理措置に適切に反映されているかどうかを把握する目的で行っているものでございます。

調査の時点は、令和6年9月30日となっております。その1年前までに通知されました食品健康影響評価につきまして対象としております。内訳で申しますと、前回の調査を行った時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかったものが67品目ございまして、その後食品健康影響評価の結果を通知したのものとしては74品目で、合計141品目ということでございます。

次に、ページが飛びますが、3ページ目を御覧ください。3ページ目の1.からでございますけれども、評価要請を受けて食品健康影響評価を実施しました評価の品目ごとの措置の状況の概況について整理しております。この内容を表形式で表したものが2ページの一覧表でございます。全品目141件のうち、81件についてはa.のリスク管理措置済みとなっております。また、b.のリスク管理措置の実施に向けて手続中のものが4件、c.の審議会等で審議中のものは11件となっております。その他、d.の審議会等の開催に向けて準備中のものは計45件となっております。種別で申しますと、食品添加物1件、農薬35件、動物用医薬品9件となっております。

次に、3ページの2.の食品安全基本法第23条第1項第2号に基づき、食品安全委員会

が自ら行う評価を受けた措置の概要についてでございます。こちらは令和5年9月30日までに食品健康影響評価を通知したもののうち、まだ措置の実施に至っていないものとなりますとオクラトキシンAだけでございますので、オクラトキシンAについてのみの説明となっております。こちらは薬事・食品衛生審議会におきまして規格基準の設定に向けて検討がされまして、食品安全委員会に基準値案につきまして食品健康影響評価が改めて要請されておきまして、現在、かび毒・自然毒等専門調査会において審議実施中という状況でございます。

以上、私からの御報告を終わります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、御報告どうもありがとうございました。

#### (4) その他

○山本委員長 本日は、その他として、私から、農薬1品目「アラクロール」を調査審議する専門調査会の指定につきまして御報告いたします。

この農薬1品目については、3月11日の食品安全委員会第975回会合にて、農林水産省から再評価に係る評価要請の説明がされた際に、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれかの専門調査会で調査審議するかについて、後日私が指定し、報告することとしていたものです。

農薬「アラクロール」につきましては、農薬第五専門調査会において調査審議するよう指定しましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月1日火曜日14時から開催を予定しております。

また、25日水曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、26日木曜日10時から「動物用医薬品専門調査会」が、14時から「農薬第三専門調査会」が、来週、30日月曜日10時から「ビスフェノールAワーキンググループ」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第988回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。